

議案第26号

浦安市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準等を
定める条例の一部を改正する条例の制定について

浦安市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例
の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和8年2月12日提出

浦安市長 内田 悅嗣

提案理由

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省
令第63号）の改正に準じ、本市における放課後児童健全育成事業の設備及び運
営に関する基準を改めるため、改正を行うものである。

浦安市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準等を
定める条例の一部を改正する条例

浦安市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例
(平成26年条例第20号) の一部を次のように改正する。

第11条第3項第1号中「保育士」の次に「又は千葉県の区域に係る地域限定
保育士」を加える。

第13条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。